

# 建設工事請負契約約款等の一部改正について（お知らせ）

平成 29 年 1 月 12 日  
広 島 県

## 1 概要

破産法（平成 16 年法律第 75 号）等の規定に基づき破産管財人等が契約を解除した場合でも、発注者の違約金請求権が発生するよう、建設工事請負契約約款等の改正を行いました。

## 2 改正内容について

(1) 建設工事請負契約約款 ※追加・改正部分を赤字で表示しています。

改正後	改正前
<p>第 1 条～第 4 2 条（略） <b>(発注者の解除権)</b> 第 4 3 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。 (3) 第 1 0 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。 (5) 第 4 5 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 2 <b>次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の 1 0 分の 1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、1 0 分の 3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</b> <b>(1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合</b> <b>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</b> 3 <b>次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。</b> <b>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人</b> <b>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人</b> <b>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等</b> 4 3 <b>前第 2 項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</b> 第 4 3 条の 2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。この場合において同条第 2 項中「請負代金額の 1 0 分の 1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、1 0 分の 3）」とあるのは、「請負代金額の 1 0 分の 1」と読み替えるものとする。 第 4 3 条の 3～第 5 1 条（略）</p>	<p>第 1 条～第 4 2 条（略） <b>(発注者の解除権)</b> 第 4 3 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。 (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。 (3) 第 1 0 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。 (5) 第 4 5 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 1 0 分の 1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、1 0 分の 3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。 3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。 第 4 3 条の 2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。この場合において同条第 2 項中「請負代金額の 1 0 分の 1（受注者が調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、1 0 分の 3）」とあるのは、「請負代金額の 1 0 分の 1」と読み替えるものとする。 第 4 3 条の 3～第 5 1 条（略）</p>

(2) 土木設計業務等委託契約約款

第 42 条に上記 (1) と同様の規定を追加する。

(3) 建築設計業務委託契約約款

第 45 条に上記 (1) と同様の規定を追加する。

## 3 適用対象について

平成 29 年 1 月 20 日以降に指名又は公告する工事・業務